

## 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する 条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成23年3月31日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成23年岡山県条例第25号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

（参考）

地方自治法抜粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別紙)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 岡山県条例第二十五号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項及び第十七条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

新

附則

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)  
 第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令

で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略

旧

附則

(心身障害者を多数雇用する事業所の取得に対して課する不動産取得税の減額等)  
 第十七条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で令

で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

(入会林野等に係る権利関係の近代化に係る土地の取得に対して課する不動産取得税の減額等)

第十七条の二 知事は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一・二略

2 略